就学援助をご存じですか？

旭川市教育委員会
学務課
令和２年１２月発行

旭川市では，世帯収入が一定額以下であるなど，経済的にお困りの世帯を対象に，小中学生の学用品費，給食費，修学旅行費などについて就学援助を行っています。

ごあんないの文書について

●毎年1月下旬ころに学校を通じて，新年度の就学援助申請書を配布します。
お子さまが，進級・新入学のときに援助を希望される場合は申請をお忘れなく。

申請をお忘れなく

●今年度就学援助の申請は随時受付しています。
●就学援助が認定になると，援助を申請した月から給食費などの援助を受けることができます。

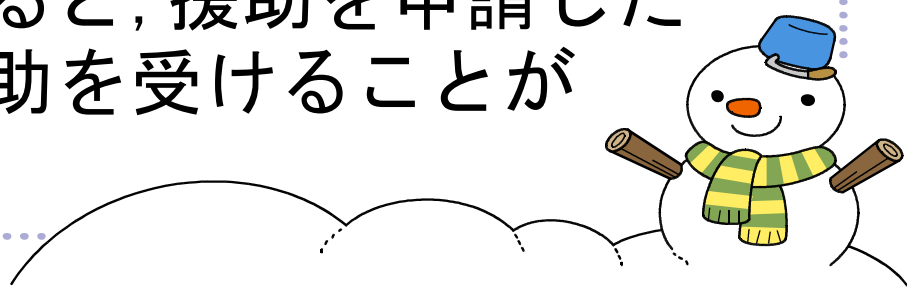

新型コロナウイルス感染症の影響による「就学援助特例申請」

Point

新型コロナウイルス感染症による影響により，失職又は収入が減少した御家庭で就学援助の基準を満たした場合に援助を受けることができる申請も受け付けています。※詳しくは，下記担当まで。

連絡先　旭川市教育委員会　学校教育部学務課　就学助成担当
電話番号　２５－９１１７
mailアドレス　gakumu@city.asahikawa.hokkaido.jp